

独立行政法人の財務諸表を 活用した評価・検査等の事例

1. 政策評価・独立行政法人評価委員会(※)における財務諸表等を活用した評価事例①

※ 独立行政法人評価制度委員会の前身組織

セグメント情報の充実、評価への財務情報の活用

【理化学研究所】業務の実績に関する評価の結果についての意見(平成18年11月27日)

財務諸表における「開示すべきセグメント情報」としては、研究事業、バイオリソース関連事業及び成果普及事業の3区分による財務情報のみが掲げられており、総事業費の8割以上を占めている研究事業の内訳等が明らかとされていないことから、透明性を確保するとともに、評価を適切に行うため、研究事業に係る主要な事業ごとの財務情報を財務諸表等で明らかにさせた上で評価を行うべきである。

【総務省所管法人共通】業務の実績に関する評価の結果についての意見(平成17年11月24日)

「財務内容の改善」及び「業務運営の効率化」に関する事項において、i) 業務運営の効率化に関する目標数値の達成状況について財務諸表等の勘定科目等との関係や費用全体の削減状況を踏まえた評価が行われていない法人、ii) 中期目標等の主要な業務ごとの財務状況を把握した上での評価が行われていない法人がみられた。

これらの法人について、業務運営の効率化の達成状況を財務諸表等の勘定科目等との関係や費用全体の削減状況を踏まえた評価、主要な業務ごとの財務状況を附属明細書のセグメント情報等で明らかにした上での評価を行うべきである。

1. 政策評価・独立行政法人評価委員会(※)における財務諸表等を活用した評価事例②

※ 独立行政法人評価制度委員会の前身組織

運営費交付金の執行等の明確化

【旧国立特殊教育総合研究所】業務の実績に関する評価の結果についての意見(平成21年12月9日)

【国立科学博物館】業務の実績に関する評価の結果についての意見(平成20年11月26日)

年度末の運営費交付金債務残高が発生しており、財務諸表においてその発生要因は明らかにさせているものの、業務運営に与える影響について業務実績報告書等で明らかにされていない。

今後の評価に当たっては、運営費交付金の執行状況が業務運営に与える影響についても業務実績報告書等で明らかにさせた上で評価を行うべきである。

【国際協力機構】主要な事務及び事業の改廃に関する勧告の方向性(平成23年12月9日)

運営費交付金残高の発生理由については、財務諸表等に記載があるものの、事業の遅延によるものか否かなど具体的な発生理由や今後の対応等について、必ずしも十分に明らかになっていない。

同残高の発生原因や当該発生原因を踏まえた今後の対応等について、財務諸表、業務実績報告書等で更に具体的に明らかにするものとする。

1. 政策評価・独立行政法人評価委員会(※)における財務諸表等を活用した評価事例③

※ 独立行政法人評価制度委員会の前身組織

繰越欠損金解消に向けた指摘

【情報通信研究機構】業務の実績に関する評価の結果についての意見(平成20年1月31日)

【奄美群島振興開発基金】業務の実績に関する評価の結果についての意見(平成20年1月31日)

【日本スポーツ振興センター】業務の実績に関する評価の結果についての意見(平成20年11月26日)

繰越欠損金が計上されているが、業務実績報告書等に繰越欠損金の発生要因や解消に向けた取組等について(具体的に)記載されていない。

業務実績報告書等に繰越欠損金の発生要因や解消に向けた取組状況を明らかにさせた上で、評価を行うべきである。

2. 会計検査院による財務諸表等を活用した検査事例

財産の有効活用

独立行政法人における政府出資金等の状況(平成25年国会及び内閣に対する報告(随時報告))

政府出資金に見合う現金預金等を承継時から現在まで使用することなく保有し続けているなどの事態が見受けられたことから、将来にわたり業務を確実に実施する上で必要がないと認められる場合は、速やかに不要財産と認定して国庫納付の措置を講ずる必要がある。

そして、資産を承継するに当たっては、承継した資産の使用目的等について十分な認識を有するとともに、当該資産を有効に活用できるよう使用計画等を明確にすることが必要である。

敷金及び預託金の返戻金が独立行政法人の内部に留保されていて、その使用見込みがない場合には、速やかに不要財産と認定して国庫納付の措置を講ずる必要がある。

また、承継時に独立行政法人が資本剰余金に見合う資産として整理した現金預金及び投資有価証券について、この保有目的や具体的な用途を十分に確認できずその財源についても明確でない事態が見受けられたことから、承継時に現金預金等を資本剰余金に見合う資産として整理する場合には、現金預金等の財源及び保有目的を明らかにできるよう努める必要がある。

2. 会計検査院による財務諸表等を活用した検査事例

財務諸表への計上漏れの指摘

国から承継した資産等に係る会計経理について(平成15年度決算報告)

国が12年度に新規に調達して独立行政法人に承継した会計システムのソフトウェアについて、国において消耗品として取り扱われ承継財産リストに登載されていなかったことなどから、評価額はないとして財務諸表に計上していなかった。

また、国から承継した電話加入権について、承継時において適正な時価評価ができなかったなどとして、財務諸表に計上していなかった。

繰越欠損金解消に向けた指摘

独立行政法人の業務、財務、入札、契約の状況に関する会計検査の結果について(平成20年11月)

繰越欠損金を計上している法人・勘定については、その解消等に向けて計画的に取り組む。特に、独立行政法人化後に再び繰越欠損金を計上している法人や政府出資金の台帳価格が減少している、あるいは0円となっている法人・勘定にあつては、より効率的な業務運営等に努める。

3. 財務省による財務諸表等を活用した検査事例

財務管理の指摘

法人等実地監査における各機関の監査結果(平成26事務年度財政融資資金等の実地監査)

【国立成育医療研究センター】平成25年度決算の経常損失の発生を契機として、収支改善等の取り組みを行ったとしているが、①平成25年度決算の経常損失を契機とした収支改善のための取り組みが不十分、②平成26年度中の収支悪化の要因分析が不十分、③中長期計画(第2期)における収支目標について未達の懸念、④円滑な資金繰りの確保、といった問題点等が認められるため、この問題点等を改善し、抜本的な財務体質の見直しを速やかに実施すること。